

○宮崎県道路公社役員給与等支給規程

〔昭和61年10月1日〕
宮崎県道路公社規程第1号

（趣旨）

第1条 この規程は、宮崎県道路公社役員（以下「役員」という。）の給与等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（常勤役員）

第2条 常勤役員（公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条の規定により宮崎県から派遣された常勤役員（以下「県派遣役員」という。）を除く。以下同じ。）には、報酬、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末手当を支給する。

2 常勤役員の報酬の額は、別表第1に掲げる額とする。

3 常勤役員の期末手当の額は、別表第2により計算した額とする。

（県派遣役員）

第3条 県派遣役員の給与については、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。）その他の宮崎県職員に適用される諸規程を適用する。

（非常勤役員）

第4条 非常勤役員の報酬等については、理事長が別に定める。

（支給方法）

第5条 この規程に定めるもののほか、常勤役員の報酬、期末手当及び通勤手当の支給方法は、宮崎県道路公社職員給与規程の適用を受ける職員の例による。

（旅費）

第6条 役員が公社の業務のため旅行するときは、宮崎県道路公社職員旅費規程に定める旅費を支給する。

（委任）

第7条 この規程の実施に関し、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、昭和61年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成10年3月に支給される常勤役員の期末手当に関する第4条の適用については、その例によることとされる給与規程第19条第3号中「100分の55」とあるのは「100分の50」とする。

（平成21年6月に支給する期末手当の特例）

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する別表第2の規定の適用については、別表第2中「1.1月」とあるのは「1.0月」とする。

附 則

この規程は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年12月10日から施行し、平成2年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成2年12月28日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成4年12月9日から施行し、平成4年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成6年11月7日から施行し、平成6年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成8年11月5日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項及び第5項の改正規程は、平成15年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正前の第2条第1項及び第5項の規定は、平成15年4月1日（以下「施行日」という。）前の退職に係る退職手当について適用する。
- 3 施行日前から常勤役員である者が施行日以後も引き続き在職する場合においては、施行日前日に退職したものとみなして、従前の例により退職手当を支給するものとする。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日）

（施行期日等）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月10日から施行し、改正後の別表第2の規定は、12月期の期末手当から適用する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成26年12月2日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程は、平成26年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年3月14日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

1 この規程は、平成28年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程の規定は、平成28年12月1日から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年12月14日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程の規定は、平成29年12月1日から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成30年12月4日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程の規定は、平成30年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和5年12月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程の規定は、令和5年12月1日から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和6年12月10日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の宮崎県道路公社役員給与等支給規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。ただし、改正後の役員給与規程別表第2の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の宮崎県道路公社役員給与等支給規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

第4編 人事・給与等（宮崎県道路公社役員給与等支給規程）

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

常勤役員の報酬額

職 名	報酬月額
理 事 長	343,600円
副理事長	343,600円又は294,900円
常務理事	294,900円
常任監事	294,900円

別表第2（第2条関係）

常勤役員の期末手当

期 末 手 当	6月期支給額	報酬月額×(1+役職加算割合)×2.300月
	12月期支給額	報酬月額×(1+役職加算割合)×2.300月
加 算 割 合	理事長及び 副 理 事 長	10%
	常 務 理 事 常 任 監 事	10%

備考 常務理事にあつては、この表中「2.300月」とあるのは「1.200月」とする。